令和２年度　第６回生駒市地域公共交通活性化協議会
議事概要

日　　時　令和３年２月 12 日（金）午後２時～午後５時
場　　所　生駒市役所　４階　大会議室
出 席 者
（委　員）小紫会長（代理：山本副市長）、喜多副会長（議長）、森岡副会長、米田委員（代理：松石様）、井上委員、葛城委員、池田委員（代理：岩藤様）、篠田委員（代理：渡邉様）、猪原委員（代理：木元様）、澤島委員（代理：東様）、今西委員（代理：東様）、通山委員、黒部委員、藤澤委員、松尾委員、矢田委員、鐵東委員、山下委員
（事務局）生駒市（米田建設部長、中谷事業計画課長、清水事業計画課課長補佐、安渕事業計画課交通対策係員、梅谷市民活動推進課長、有山都市計画課長、武元高齢施策課長）、流通科学大学（岸野）、セントラルコンサルタント株式会社（龍野、田熊）、一般社団法人システム科学研究所（加藤）
欠 席 者　３名
傍 聴 者　７名
議　　事
１報告案件
(1)各路線におけるコミュニティバスの利用状況について
２審議案件
(1)令和３年度生駒市地域公共交通活性化協議会予算（案）について
(2)生駒市地域公共交通活性化協議会規約の改正について
(3)生駒市地域公共交通総合連携計画の評価（案）について
(4)生駒市地域公共交通計画（案）について
(5)公共交通サービスを提供する候補地区における対策案等の検討について(鹿ノ台地区)
３その他
(1)今後の会議予定
(2)その他
【配布資料】
［前回協議会の議事概要］
［前回分科会の議事概要］
［資料 1］　路線におけるコミュニティバスの利用実績（～R2.12）
［資料 2］　令和３年度生駒市地域公共交通活性化協議会予算（案）
［資料 3-1］　生駒市地域公共交通活性化協議会規約（案）
［資料 3-2］　生駒市地域公共交通活性化協議会規約改正に係る新旧対照表
［資料 4-1］　生駒市地域公共交通総合連携計画の評価（案）
［資料 4-2］　協議会における意見対応表
［資料 5-1］　生駒市地域公共交通計画（案）　※差し替え分のみ
［資料 5-2］　分科会・議会・パブリックコメントにおける意見対応表
［資料 6］　公共交通サービスを提供する候補地区における対策案等の検討(鹿ノ台地区)

主な議事内容

１報告案件

(1) 各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

○資料１に基づいて事務局から説明した。

○議長から、コミュニティバスだけでなく他の公共交通機関の状況についても、次の機会に報告いただきたい。との発言があった。

○委員から特に意見はなかったことから議長が報告案件(1)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

２審議案件

(1)令和３年度生駒市地域公共交通活性化協議会予算（案）について

○資料２に基づいて事務局から説明した。

○委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(1)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(2)生駒市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

○資料 3-1、3-2 に基づいて事務局から説明した。

○委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(2)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(3)生駒市地域公共交通総合連携計画の評価（案）について

○資料 4-1、4-2 に基づいて事務局から説明した。

○議長から、資料 4-1 のタイトルについて、総合連携計画は活性化協議会が作成し、進めてきた計画であるため、「生駒市地域公共交通総合連携計画の自己評価について」のように自己評価であることが分かるタイトルへ変更した方が良い。との発言に対して、事務局から、タイトルを変更したい。との発言があった。

○議長から、資料 4-1 の前半の項目はＡ評価Ｂ評価が多いが、コミュニティバスの運行形態や維持基準の設定に労力を費やしたため、後半の項目はＣ評価Ｄ評価が多い。市民の移動環境のあり方に関して、他の公共交通を含めて市全体で検討する必要があった。評価をもとに、達成できなかった内容を次の計画へ繋げることが重要である。との発言があった。

○委員から、資料 4-1 について、次の計画に繋がるような表現に書き換えた方がいい。資料全体を書き直すことが難しければ、前文を作成し、連携計画全体の評価と次の計画へ繋がる内容を 2～3 行で記載してはどうか。との発言に対して、議長から、評価が十分できなかったところなどを明記し、次の計画へ引き継ぎをする資料としてはどうか。書き足した内容については、最終的に議長と事務局に一任していただきたい。との発言があった。

○委員から、コミュニティバスの検討以外にも取り組むべき内容はあったが、具体化できる段階ではなかったため、資料 4-1 の評価結果は、協議会としてはやむを得ない結果ではないか。との発言に対して、議長から、連携計画に対する判断は市民に委ねるが、判断できるように情報を提供することが協議会の役割である。次年度以降の協議会が速やかに取り

組めるように、達成できなかった内容等を伝えておく方がよい。との発言があった。

○その他委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(3)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(4)生駒市地域公共交通計画（案）について

○資料 5-1、5-2 に基づいて事務局から説明した。

○議長から、資料 5-1 P85 図 7-3 と P86 図 7-4 について、内容が異なるのにタイトルがほぼ同じであるため、図 7-3 のタイトルを「活動機会の保障のための公共交通サービスの提供状況」のようにタイトルを変更してはどうか。との発言があった。

○委員から、図やグラフに使われているオレンジ系の色は、高齢者には判別しづらい色であるため、再考してほしい。との発言があった。

○委員から、資料 5-2 の項目番号 5 のパブリックコメントに対する意見対応について、記載されている既存の対策では現状の課題が解決されておらず回答となっていないため、文章表現を考え直してほしい。との発言に対して、事務局から、駅前駐車場 30 分無料に関しては問題解決に役立っていると考えているが、文章表現については検討させていただきたい。との発言があり、議長から、問題意識に対する回答となるように、まず現状に対する認識、次にその現状に対する取組み、最後にその取組みの効果を示すという 3 段構えで書く方がよい。との発言があった。

○委員から、資料 5-2 の項目番号 45 のパブリックコメントに対する意見対応について、意見に出てきた萩の台駅だけでなく、南生駒駅等の他の駅についても回答に付け加えてほしい。との発言に対して、議長から、駅周辺地区の安全確保は鉄道事業者だけが取り組む内容ではないため、市全体で問題を共有し解消に取り組むように、市としての考えを示し、文章表現を工夫してほしい。との発言があった。

○議長から、高齢者に対する地域限定の運転免許の発行や、シニアカー等のより安全なマイカーの充実により自家用交通手段の範囲を広げることで、私的交通と公共交通の間のギャップを埋めることを、資料 5-1 P78 の 7.1.4 に書き加えてはどうか。現時点では考え方のみ記載し、具体的な内容は次年度協議会で検討すればよい。との発言に対して、事務局から、追記したい。記載内容は議長と事務局に一任していただきたい。との発言があり、委員から、道路交通法上ではシニアカーは歩行者扱いとなるため免許は必要ない。との発言があった。

○委員から、資料 5-1 P79 について、端末交通や新たな交通手段をどのように導入していくのかイメージできないため、イメージが湧くような表現や写真を追加してほしい。との発言に対して、議長から、シニアカー等を利用して市内のどこまで行くことができるのかを地図上に示したり、メーカーとタイアップして利用可能な範囲を検討したりするなど、新たな交通手段を用いる姿を示すことができる方法を今後考えてはどうか。との発言があった。

○委員から、資料 5-1 P79 について、「買い物の活動機会が保障されていない」と書かれているが、マイカーや徒歩などによる活動機会は保障されているため、買い物が不便である等の表現に変えた方がよいのではないか。との発言に対して、委員から、公共交通で保障

されていないという意味であるとすれば表現が不足しているのではないか。との発言があり、事務局から、公共交通サービスを利用した場合の活動機会の保障であることが分かるように表現を修正したい。との発言があった。

○事務局から、資料 5-1 P85 について、図 7-3 内の「解消を目指す」とは何を意味しているのか分からないため、修正してほしい。との発言に対して、議長から、市民から問い合わせがあれば、FAQ を HP に掲載させる等のフォローアップをしてはどうか。との発言があった。

○委員から、資料 5-1 P78 について、幹線交通や支線交通の鉄道や路線バスも市民が乗らないと路線を維持できないため、コミュニティバスだけでなく、鉄道や路線バスの維持についても次年度以降の協議会で検討してほしい。との発言に対して、議長から、安全確保など住民・自治体・市がサポートできるところは、地域の総力をあげて対応していくことが重要である。との発言があった。

○その他委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(4)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(5)公共交通サービスを提供する候補地区における対策案等の検討について(鹿ノ台地区)

○資料 6 に基づいて事務局から説明した。

○委員から、1 日の利用者数の 60 人という数字は、回答率が約 90%のアンケート結果に基づいて算出されているため信頼できる。毎年約 50 万円を自治会が負担することは覚悟している。予算要求を行う予定である令和 3 年 10 月までに地区内で住民投票による意思決定を行いたい。との発言があった。

○委員から、バス停の設置場所を検討する際には、横断歩道上や交差点付近などの危険な場所に設置しないように気をつけてほしい。との発言に対して、議長から、設置不可な場所だけでなく、設置可能な場所等のアドバイスもいただければ。との発言があった。

○委員から、引き続き、可能な範囲でご協力させていただきたい。との発言があった。

○議長から、新型コロナ収束後には、新型コロナ感染拡大時に潰えた案も復活する可能性があるため、様々な案を工夫して組み合わせて、実現に向けて検討を進めてほしい。との発言があった。

○事務局から、生駒市のコミュニティバス運賃 200 円は、路線バスの運賃 190 円に合わせた上で、端数が生じないように調整して設定した金額であるため、その差額の 10 円を自治会負担とすることは連携計画の趣旨と異なるのではないか。との発言に対して、事務局から、コミュニティバスの運賃は 200 円と協議会で決まっており、鹿ノ台地区のみ運賃を 190 円とすると地域間で不公平になるため、差額の 10 円を自治会負担とする必要がある。との発言があり、議長から、コミュニティバスの基本的な運賃を 200 円とすることに協議会内で合意が取れており、地区間の不公平が生じないように差額の 10 円を自治会負担とするという理解でよいのではないか。との発言に対して、事務局から、資料 6 P2 の収支計算の図について、鹿ノ台ぐるぐるバスの運賃を 200 円として、利用者からは 190 円しか徴収しないため差額の 10 円を自治会から徴収するという書き方に変更すること等考えたい。との発言があった。

○委員から、生駒市負担率の計算式が他の路線と異なるのではないか。との発言に対して、事務局から、鹿ノ台地区では路線バスとの重複区間があることと、コミュニティバスの運賃が他の路線と異なることが理由で自治会負担額が発生しているが、生駒市負担率の計算式は他の路線と同様である。との発言に対して、委員から、他の路線と異なり自治会負担額が発生している理由についての分かりやすい説明が必要である。との発言があり、事務局から、資料 5-1 P3 の表において、重複区間運行経費を自治会が負担することで減額された運行経費から、運賃収入を差し引いた額を生駒市負担額とする等考えたい。との発言があった。

○事務局から、内容としては理解頂いていると思うので、文章や収支計算表の表現を再整理したい。との発言があった。

○その他委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(5)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

3 その他

(1)今後の会議予定

○事務局から、3 月の市議会定例会において計画策定の報告を行う予定であること、計画書の表紙体裁等については、事務局に一任していただきたいこと、令和 3 年度の第 1 回協議会については、地域公共交通計画で実施する各事業の実施方針やスケジュール等について審議する予定であること、また、喫緊の課題である萩の台線について早急に対策を審議できるように進めていきたいので、日程等が決まり次第連絡すること等説明した。

(2)その他

○事務局から、公募市民の山下委員、村上委員が今年度末をもって任期満了となること、また、黒部委員、藤澤委員、平岩委員が今年度末をもって交代となること、さらに、本協議会の副会長及び議長を長年務めていただいた喜多副会長が今年度末をもって退任されることを報告した。

以上